

巴川水系水質保全対策推進要綱

第1 目的

この要綱は、羽布ダム貯水池（以下「羽布ダム」という。）への栄養塩類等汚濁負荷量（以下「汚濁負荷量」という。）の流入量を削減すること等により、羽布ダムの富栄養化を防止するとともに、異臭味の原因となる藻類の発生を抑制し、もって巴川水系の水質保全を図ることを目的とする。

第2 施策

羽布ダムは、昭和38年の完成以来農業用水の貯水、供給を行ってきたが、その後の流域開発等により羽布ダムの富栄養化が進み、下流における上水の取水等で異臭味問題等が発生している。

羽布ダムの水質は現在中栄養から富栄養の状態にあり、このまま推移すればさらに悪化することが懸念される。したがって羽布ダムに流入する汚濁負荷量を削減し、羽布ダムの富栄養化を防止するとともに、アナベナ、フォルミディウムなどの藻類による異臭味の発生を抑制するため、以下の施策を推進する。

なお、羽布ダム下流域においても、同様の施策の推進に努める。

1 発生源対策

羽布ダムの水質を改善するためには、羽布ダムへ流入する現状の汚濁負荷量の削減が不可欠である。

しかしながら、削減することが困難な自然的な汚濁負荷量が全体に占める割合は、非常に高いものになっている。

したがって、羽布ダムへ流入する汚濁負荷量を削減するためには、人の活動に起因する汚濁負荷量を極力削減することが必要であり、羽布ダム流域の発生源対策として以下の施策を推進する。

(1) 生活系排水対策

羽布ダム流域における居住人口は約1,600人であり、その生活に伴い汚濁負荷量が発生している。

この汚濁負荷量を削減するため、次の施策を推進する。

ア 農業集落排水事業実施の推進

イ 合併処理浄化槽設置の促進

ウ 生活排水対策実践活動の普及・定着の促進

(2) 畜産系排水対策

羽布ダム流域においては、牛が約1,400頭、豚が約2,000頭、鶏が約13万羽、

鶏が約 10 万羽飼育されており、その畜舎等から汚濁負荷が発生している。

また、畜舎から発生するふん尿はその多くが堆肥化され農地還元されているが、農地面積に比べ発生する堆肥量が多いため、過剰投与となり、これが汚濁負荷の原因となっている。

これらの汚濁負荷量を削減するため、次の施策を推進する。

- ア 堆肥舎・発酵施設等の家畜ふん尿処理施設の建設の促進
- イ 除ふんの徹底・給餌方法の改善等畜舎管理指導の強化
- ウ 堆肥の流域外利用の促進

(3) 農地系排水対策

羽布ダム流域における水田・畑地・牧草地等の農地は流域面積の 6 % に相当する約 370ha であり、農地への肥料の施肥等に伴い、汚濁負荷が発生する。

この汚濁負荷量を削減するため、次の施策を推進する。

- ア 肥料の適正施肥の指導の強化
- イ 水田における側条施肥田植機利用による肥効向上の指導強化

(4) その他の排水対策

羽布ダムは風光明媚な観光地になっており、年間の利用者は約 2 万人に及んでいる。これらの観光客が利用する旅館、バンガロー、キャンプ場等からの汚濁負荷が発生している。

また、羽布ダム流域には窯業・土石製品製造業等に係る工場が数社立地しており、わずかではあるが、汚濁負荷が発生している。

一方、当流域は自然に恵まれており、今後各種の開発行為が実施されることが考えられる。

このため、次の施策を推進する。

- ア キャンプ場・旅館等の観光事業場からの排水に対する指導の強化
- イ 工場からの排水に対する指導の強化
- ウ 各種開発行為に対する指導の強化

2 羽布ダム湖内対策

羽布ダムにおける異臭味の原因は、アナベナ、フォルミディウム等藍藻類の分泌物であるとされている。したがって、異臭味の発生を防止するためには、これらの藍藻類の発生を抑制することが必要であり、このため、羽布ダムにおいて空気揚水筒等による本格的な浄化事業の推進につとめる。

3 調査・研究

羽布ダムの水は下流域で農業用水及び水道水等として利用されており、これまで利水上の立場からその水質等の状況について調査が実施されてきたところであり、

今後とも良好な水質を確保するため、引き続き調査を実施していく必要がある。

また、羽布ダム流域における各種発生源からの汚濁負荷量をより効果的に削減していくため、削減技術やその効果についての調査・研究が必要である。

さらに、水質保全技術について、今後新たな知見が蓄積され、これを羽布ダムの水質保全対策に活用していくことも必要であり、そのためには、これら知見の収集及び適用についての調査研究が不可欠である。

このため、次の施策を推進する。

- (1) 羽布ダムの水質の監視・調査
- (2) 発生源対策に係る汚濁負荷量削減技術及び効果についての調査・研究
- (3) 羽布ダムに係る水質浄化技術及び効果についての調査・研究

4 啓発活動

羽布ダムへ流入する汚濁負荷量の削減を円滑に推進するためには、その排出者である住民、事業者及び観光客の協力が不可欠である。

このため、住民、事業者及び観光客に対し、広報誌、ちらし等を用いて、羽布ダムの状況、要綱の趣旨等についての広報活動を行い、水質保全に関する知識の普及及び意識の向上を図る。

5 その他

羽布ダム流域における畜舎、工場等は零細なところが多く、その排水対策が円滑に実施されるためには、その費用に対する公的な助成等が必要である。

また、合併処理浄化槽の設置を推進するためには、個人負担を軽減することが必要である。

このため、公害防除施設整備資金融資制度、農業近代化資金制度（畜産公害対策資金）、合併処理浄化槽設置費補助制度等の円滑な運用を図り、排水対策の円滑な推進を図る。

第3 推進対策

- 1 第2に定める施策の調整及び推進に関する事項等について協議するため、巴川水系の水質保全に係る行政機関で構成する巴川水系水質保全対策推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。
- 2 推進会議の開催等について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年9月1日から施行する。